



雌阿寒岳

安心・安全の螺湾

8月

螺湾駐在所

☎ 29-7151

作成者 螺湾駐在所員

不法投棄・ゴミ焼きは犯罪です

今年の4月以降、螺湾駐在所管内ではゴミの不法投棄・ゴミ焼きが連続で発生しています。

「少しだから」「誰も見ていないから」と空き地や山林、道路脇などへゴミを捨てたり、家庭ゴミや廃材をドラム缶や庭先などで燃やしたりする行為は、環境を悪化させるだけでなく、法律で禁止されている犯罪です。

不法投棄・ゴミ焼きは絶対にしないでください。



暴力団排除活動の推進 暴力団 地域団結 断固拒否

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団追放「三ない運動」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力追放センター



生活道路における自動車の法定速度の引下げ
法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は30km/h となります。

また、すべての道路の法定速度が30km/h になるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/h です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

